

# 熊本県立芦北高等学校いじめ防止基本方針

平成26年3月

## 1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

- (1) すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるよう努めます。
- (2) いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるよう努めます。
- (3) 県、市町村、学校、家庭、地域その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指します。
- (4) いじめの問題は、人権に関わる重大な問題であり、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題としてとらえ、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」との意識を持たせるようにします。
- (5) いじめは、どの学校でも、どの子どもにも、起こりうるものであり、生命又は身体に重大な危険を生じさせ、時として犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、警察や児童相談所等の関係機関と連携して早期に対応します。
- (6) いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」や「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを絶対に許さない雰囲気づくりに努めます。
- (7) 日頃から、学校と警察や児童相談所等の関係機関の担当者の窓口交換や連絡を密に行います。
- (8) 社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と家庭、地域と連携し、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるように、学校、家庭及び地域が組織的に連携・協働する体制づくりに努めます。

## 2 いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条では、「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。」としています。（法第2条の条文では「児童等」となっていますが、「生徒」という表現に変えています。）

職員は、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた生徒の立場に立って見極めることが必要であり、この際、いじめには多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めます。いじめられていても、自分の弱い部分を見せたくないなどの思いから本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、いじめはどの子どもにも起こりうるものであり、それを相談することは決して恥ずかしいことではないことを理解させるとともに、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認していきます。

ただし、このことは、いじめられた生徒の主観を確認する際に、行為が起こったときのいじめられた生徒本人や周辺の状況等を、客観的に確認することを排除するものではありません。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「芦北高校いじめ防止等対策委員会」で行います。

具体的ないじめとしては、次のようなものが挙げられます。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

こうした「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような深刻なものが含まれます。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取ります。

### 3 いじめ防止等の対策のための組織

#### (1) 名称

「芦北高校いじめ防止等対策委員会」とします。

#### (2) 構成

校長、教頭、事務長、生徒指導主事、保健主事、第3学年主任、第2学年主任、第1学年主任、人権教育主任、養護教諭（教育相談）及び専門家（熊本県芦北福祉事務所子ども相談員（心理カウンセラー））を委員とします。委員長を校長、専門委員を外部専門家とします。

#### (3) 組織の役割

ア 本校におけるいじめ防止推進に関する諸策を協議し、決定します。

イ 決定した諸策を実施し、評価及び改善を行い検証します。

ウ いじめ根絶につながる年間活動計画を立てます。

エ 本委員会をいじめの相談・通報の窓口とし、いじめに関する情報収集と記録、共有を行います。

オ いじめを確認した場合や疑わしい事案があった場合は緊急会議を開催し、当該生徒からの事情聴取、保護者への説明と事情聴取、指導体制の決定等迅速に対応します。

カ いじめ事案があった場合、重大事案かどうかの認定を行います。

キ 本委員会で重大ないじめ事案と認定した場合、事実についての詳細を保護者・職員・県教委に校長が報告します。

ク 本委員会は、保護者会、芦北町教育委員会（中学校含む）、県教育委員会及び警察と連携し、いじめの未然防止に努めます。

#### (4) 委員会開催の時期

本委員会を学期1回、年3回（6月、12月、2月）開催します。

#### 4 年間計画

##### (1) 年間の取組についての検証を行う時期（P D C Aサイクルの期間）

いじめの未然防止の取組、いじめの早期発見の取組、いじめ事案に対する措置を年間計画の中で実施し、P D C Aサイクルを導入した検証を行っていきます。

##### (2) 取組の評価、会議、校内研修会等の実施時期

###### ア 取組の評価

いじめの未然防止の取組及びいじめの早期発見の取組については学期ごとに評価します。いじめ事案に対する措置の評価は年度末とします。

###### イ 会議

職員会議、分掌会議（学年会、学科会、各部会、人権教育委員会、特別支援教育（教育相談）委員会）及びいじめ防止等対策委員会において、いじめに関する会議を学期1回開催します。

###### ウ 校内研修会

職員に対して、いじめ防止に関する研修会を第1学期の6月までに開催します。

##### (3) いじめの未然防止の取組と実施時期

###### ア 授業（通年（全体））

年間を通して、本校が掲げる『めざす生徒像』の1つである「人の心の痛みのわかる生徒」の育成を図るとともに農業、林業、福祉分野での学科特性や日頃の授業の中でいじめ未然防止への取組を行います。また、『命を大切に作る心』を育む指導プログラムに沿った授業を展開し、生徒の発達段階に応じた教育を実践します。

###### イ 全校集会

月1回の全校集会時に、「人の心の痛みのわかる生徒」に関すること、有意義な学校生活・諸活動が大切なこと、人とのつながりが大切なこと等についての校長講話を実施します。

全校生徒でつくる月目標に「いじめ撲滅」の文字を入れることで、生徒の意識づけとし、いじめの未然防止を図ります。

職員による講話において、命の尊さを考える機会を設けます。

###### ウ 体験活動

全校生徒で行うボランティア活動を1学期と2学期に1回ずつ実施し、級友や先輩・後輩との人間関係を構築するとともに地域や地域の人々とのつながりを認識させます。

###### エ 情報モラル教育

携帯電話やインターネットに関する情報モラル教育について、学級会活動（ホームルーム）、第2学期保護者会（12月）に生徒・保護者合同で講演会を実施します。

###### オ 生徒会活動

11月実施の芦高祭（文化祭）において、壁新聞等でいじめの問題や命の大切さについてのテーマを設定します。

###### カ 「心のきずな」を深める月間（6月）

本校独自の「心のアンケート」を実施し、いじめの未然防止を図ります。

音楽放送を利用した人権感覚の高揚を図ります。

生徒会活動もしくは農業クラブ活動の一環で、教室以外でのクラス昼食会を企画・実施し、生徒同士のきずなを深めさせます。

#### キ サマースクール

8月の全校登校日にいじめや命の大切さについての講演会を実施します。

#### ク 授業改善に関わる取組

授業改善につなげるためのアンケートを生徒対象に年2回実施し、その結果をもとに分かる授業となるような取組を行います。

### (4) いじめの早期発見の取組と実施時期

#### ア アンケート調査

「心のアンケート」を6月（独自）、12月（県教育委員会）の2回実施します。

#### イ 個別面談

気になる生徒に対して、随時、担任や学年・学科主任の個別面談を行います。

#### ウ 家庭訪問

気になる生徒に対して、随時、担任や学年・学科主任等協力して家庭訪問を行います。第1学年の担任にあっては、夏休み中まで家庭訪問を実施します。

#### エ 相談窓口の周知

養護教諭が窓口となり、いじめ事案やいじめと疑われる事案について相談内容を速やかに管理職へ報告します。至急、関係者で今後の対応について検討します。相談窓口の設置については、保護者へ文書で周知します。

#### オ 子どものサイン発見チェックリスト

家庭での生徒の状況を保護者がチェックできるもの（県教育委員会作成のチェックリスト）を作成し、配布・回収を行います。

### 5 いじめに対する措置

職員は、いじめを発見したり、生徒からのいじめの訴えがあったり、いじめの可能性があると判断したり、いじめと疑わしく感じたりした場合は、学年主任や生徒指導主事等及び管理職へ報告し、校長が重大事案と判断した場合、本校の「いじめ対策マニュアル」にある校内職員で組織する『いじめ問題対策委員会』、本委員会である『芦北高校いじめ防止等対策委員会』を速やかに開催し、次の（1）～（4）の対応を実施します。

また、重大事案でないと判断した場合でも、重大事案につながる恐れのある場合は、同様に対応します。なお、いじめと判断した場合は、その程度に関係なく関係機関と連携しながら学校をあげて組織的に取り組みます。さらに、いじめではないと判断された場合でも、相談窓口での相談を継続するとともに継続的な観察と援助を行います。

#### (1) 被害者への対応

被害者には全く非がないことを十分理解させ、安心して話せる環境をつくり、具体的な内容について聞き取り調査を行います。複数の職員で聞き取り調査を行い、記録し、被害者にいじめの内容確認をします。聞き取り後は被害生徒の安全確保のため、保護者への引き渡しを確実にします。

その際、被害者の保護者にも、いじめ発見や訴えのあったいじめ事案について報告を行います。また、被害者の保護者からも情報の収集を行います。

#### (2) 加害者への対応

当該事案についての内容を確認し、事実であると認めた場合、その原因や他の生徒の関わりの有無など詳しい内容について聞き取り調査を行います。調査は複数の職員で行い、内容を記録し、加害者へその内容を確認します。いじめ行為と判断された場

合、逆に被害者の立場だったらどう思うのか、また、被害者へ与えた影響について十分考えさせ、いじめ行為であることを認識させます。速やかに保護者へ連絡し、事実確認を行い、職員が複数付添い保護者同伴で被害者に謝罪等を行います。

### (3) 集団への対応

加害者への聞き取り調査で、加害者以外に複数の生徒が加害していた場合、個別に聞き取り調査を行います。聞き取り調査の内容及び調査の方法は、加害者への対応と同様です。少なからずいじめに関わっていたり、あるいは中心的な人物として関わっていた場合は、速やかに保護者へ連絡し、職員が複数付添い保護者同伴で被害者への謝罪等を行います。

### (4) 全体（クラス）への対応

もしも学級内で被害者と加害者が存在した場合、重大事案として判断されるか重大事案につながると判断された場合は、臨時の学級保護者会を開催し、事案の内容と今後の対応・対策について説明し、理解してもらいます。また、学級からも学校からもいじめがなくなるよう啓発を行います。

## 6 重大事案（重大事態）への対応

いじめ防止推進法第28条で重大事態を次のとおりとしています。

第1号 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

第2号 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

法第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、以下に示す項目等、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断するとあります。

○生徒が自殺を企画した場合

○身体に重大な傷害を負った場合

○金品等に重大な被害を被った場合

○精神性の疾患を発症した場合

法第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としています。本校では、年間30日という欠席の目安に関係なく連続して欠席が続いた場合、担任等の家庭訪問を随時行い、迅速に調査・対応ができるようにします。

以上のことを踏まえ、多角的に考慮して本校では重大事案を判断します。校長はその旨を、県教育委員会を通じて知事へ報告します。

また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして同様に報告します。

重大事態が発生した場合、本校は、校内に調査組織を設置し、速やかに調査等の措置を講じます。調査を実施するにあたり、県教育委員会より、必要な指導、また、人的措置を含めた適切な支援を得ながら、県教育委員会と学校が一体となって行ないます。その調査組織は「芦北高校いじめ防止等対策委員会」を母体とし、重大事態の性質や態様に応じて適切な専門家等の第三者を加えます。そして生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援とともに、予断のない情報発信、個人のプライバシーへの配慮に努めます。